

最近の建築基準法に係る技術基準の整備状況について

(平成 15 年 2 月～平成 16 年 10 月)

【構造関係】

- 鉄筋コンクリート組積造の構造方法（H 15. 4 告示制定、参考資料 3 P. 28）

大臣認定を受けて建築していた「鉄筋コンクリート組積造」について、告示を制定して構造方法を一般基準化し、建築主事の確認のみで建築できるようにした。

- 鉄骨造の接合部の規定の適用除外に係る規定の整備（H 15. 7 告示制定、参考資料 3 P. 42）

平成 14 年 12 月の政令改正に対応し、ボルト接合について、従前の定めによるボルト孔径以上の孔径を用いる場合やボルト接合を大規模建築物に使用する場合に安全確認を行う構造計算の基準を定めた。

- 特殊な材料を使用した建築物に係る大臣認定の取扱い（H 15. 10 制定、参考資料 3 P 49）

建築材料として使用実績の乏しい、いわゆる新材料を使用するためには、従来は告示で仕様等を定め一般化することを必要としていたが、建築物の構造安全性を検証し、大臣認定を受けることで新材料を使用できることとした。

- 伝統木造等に使用される壁に係る壁倍率の設定（H 15. 12 告示改正、参考資料 3 P 52）

伝統木造建築物等で使用されてきた土塗壁、面格子壁、落とし込み板壁について、一定の仕様のものについて構造耐力上の性能が確認されたため、告示改正により、壁倍率を与えた。

- 壁量計算によらない木造建築物に使用できる木材の追加（H 16. 3 告示改正、参考資料 3 P 58）

木造建築物において、壁量計算の適用除外となる木材として、従来は集成材等のみが位置付けられていたが、告示を改正し、一定の品質が確保される製材についても適用除外の対象とした。

- レディミクストコンクリートの J I S 改正対応（H 16. 4 告示改正、参考資料 3 P 67）

レディミクストコンクリート（以下「レミコン」という。）の J I S 改正に伴い、告示を改正し、コンクリートが適合すべき技術基準を最新のものに修正した。これによって、従来大臣認定が必要だった呼び強度 40～60 のレ

ミコンが、JISに適合していれば使用できることとした。ただし、使用可能なセメントからエコセメントは除外。

○免震建築物の構造方法（H16. 9告示改正、参考資料3 P93）

免震建築物の告示を改正し、従来、大臣認定が必要であった風拘束装置の設置を認める、小規模の建築物について、構造計算の規定の一部を適用除外とする、クリアランスの規定の合理化を図る等の改正を行い、戸建の免震住宅等を建築しやすくした。

【防火関係】

○耐火性能検証法の合理化（H15. 10業務方法書改訂）

従来、建築物全体を同じ検証ルートで評価することとしていた建築物の耐火性能の評価について、業務方法書を改訂し、一定の条件を満たす場合には、詳細な検証が必要な部分以外の部分を簡略された方法によって評価できることとした。

○燃え代を考慮した構造計算の対象となる木材の追加（H16. 3告示改正、参考資料3 P58）

大断面木造建築物等で活用される、いわゆる「燃え代設計」を利用することが可能な木材として、従来は集成材等のみが位置付けられ、燃え代が設定されていたが、告示を改正し、一定の品質が確保される製材についても、燃え代設計を可能とし、燃え代を設定した。

○畜舎の基準の合理化（H15. 3、H16. 5告示改正、参考資料3 P7、80）

防火壁の設置及び小屋裏隔壁の設置を要しない畜舎として、他の建築物と一定の距離をとった平屋建ての畜舎等を追加した。

○外壁及び軒裏の防火構造等における仕様の追加（H16. 7告示改正、参考資料3 P86）

伝統的な町家等の隣地側外壁に見られる「裏返し塗りなしの土塗壁」や、木造のたる木や野地板を現し（防火被覆なし）の仕上げにした「軒裏」を対象とし、30分間の防火性能（非損傷性、遮熱性）等を有することが確認されたものを告示に追加した。

○水幕による防火設備の性能評価（H16. 10業務方法書改訂）

ドレンチャーなどの水幕方式を採用した防火設備の遮炎性能を評価するための試験方法を開発し、当該試験方法を業務方法書に追加し、水幕による防火設備の性能評価を可能にした。

【環境・設備関係】

- ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる居室及び換気設備の構造方法（H15. 3告示制定、参考資料3 P1）

天井の高い居室や開口部の大きな居室等、換気設備の設置を要しない居室や必要有効換気量を低減できる居室等に関する告示を制定した。

- 住宅の居室に係る採光規定の合理化（H15. 3告示制定、参考資料3 P6）

オフィスビル等の住宅転用の円滑化等のため、商業地域等の住宅の居室について、2室分の採光が得られている居室に隣接する場合は、当該居室との間に床面積の1/7以上の採光用の開口部が設けられていればよいとする告示を制定した。

- ホルムアルデヒド発散建築材料に係るJIS及びJASの改正・制定対応（H15. 4告示制定、H15. 6、H15. 11告示改正、参考資料3 P8）

JIS及びJASの改正（ホルムアルデヒド発散量に係る区分の記号の変更、新たな区分（F☆☆☆☆等級）の創設等）や、JISの制定（発泡プラスチック保温材、鉛・クロムフリーさび止めペイント）を踏まえ、告示改正を行った。

- シックハウス対策に関する居室等の国土交通大臣認定に係る性能評価の基本的な考え方（H15. 9策定）

シックハウス対策に関する政令基準では、新技術・新工法により建築材料・機械換気設備設置に関して一般的な基準を適用除外とすることができる居室などについて国土交通大臣が認定を行うことができることとされており、その性能評価にあたってのガイドラインを策定した。

- ホルムアルデヒド発散建築材料の性能評価に係る海外試験データの受け入れ指針（H15. 9策定）

日本国内の指定性能評価機関が、海外の試験機関と契約を結ぶことにより海外試験データを受け入れ性能評価を行うことを認めることとし、その受け入れにあたっての要件について、海外試験機関が指定性能評価機関の指定基準を満たすことなどを定めた指針を策定した。

- 大学の教室の天井高さ制限の合理化（H15. 9政令改正、参考資料3 P48）

大学における産学の連携強化や社会人教育の充実等により、教室の利用形態が多様化していること等を踏まえ、大学の教室の天井高さ制限（3.0m以上）について、各種学校・専修学校やその他の一般居室と同様の制限（2.1m以上）とする政令改正を行った。